

兵庫県農業構造改革支援基金にかかる基本的事項の公表

○ 基金の名称 農業構造改革支援基金

○ 基金の額（原資は全額国庫）

1. 農地中間管理機構事業に係る事業資金

年度	内容	積立日	造成額
H25 年度	積立て（補正）	H26. 3. 25	351, 774, 000 円
	運用益等	—	1, 157 円
	取崩し	—	—
年度計			351, 775, 157 円
H26 年度	積立て（当初）	H27. 1. 30	255, 196, 000 円
	積立て（補正）	H27. 3. 27	6, 472, 000 円
	運用益等	—	659, 614 円
	取崩し	H28. 5. 29	△52, 499, 541 円
年度計			561, 603, 230 円
H27 年度	積立て	—	—
	運用益等	—	1, 106, 598 円
	取崩し	H28. 5. 31	△5, 770, 006 円
年度計			556, 939, 822 円
H28 年度	積立て	—	—
	運用益等	—	218, 658 円
	取崩し	H29. 5. 31	△214, 963, 175 円
年度計			342, 195, 305 円
H29 年度	積立て	—	—
	運用益等	—	128, 566 円
	取崩し	H30. 5. 31	△165, 307, 167 円
年度計			177, 016, 704 円

2. 機構集積協力金交付事業に係る事業資金

年度	内容	積立日	造成額
H25 年度	積立て（補正）	H26. 3. 25	397, 195, 000 円
	運用益	—	1, 306 円
	取崩し	—	—

年度計			397,196,306 円
H26 年度	積立て (当初)	H27. 1. 30	259,848,000 円
	積立て (補正)	H27. 3. 27	466,012,000 円
	運用益	—	737,166 円
	取崩し	H27. 5. 29	△184,721,200 円
年度計			939,072,272 円
H27 年度	積立て (当初)	H28. 3. 11	293,800,000 円
	運用益	—	1,885,738 円
	取崩し	H28. 5. 31	△1,225,264,200 円
年度計			9,493,810 円
H28 年度	積立て	—	—
	運用益等	—	51,131,936 円
	取崩し	H29. 5. 31	△59,774,935 円
年度計			850,811 円
H29 年度	積立て	—	—
	運用益等	—	1,081,017 円
	取崩し	H30. 5. 31	△847,800 円
年度計			1,084,028 円

3. 農地台帳システム整備事業に係る事業資金

年度	内容	積立日	造成額
H25 年度	積立て (補正)	H26. 3. 25	119,200,000 円
	運用益	—	391 円
	取崩し	—	—
H26 年度	積立て	—	—
	運用益	—	197,141 円
	取崩し	H27. 5. 29	△96,677,311 円
H27 年度	積立て	—	—
	運用益	—	69,111 円
	取崩し	—	△22,789,332 円
計			0 円

○ 基金事業等の概要

1. 農地中間管理機構事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、県の指定を受けた農地中間管理機構（本県では公益社団法人兵庫みどり公社をいい、以下「機構」という。）の運営や農用地等の借受・貸付に係る業務委託等の必要な経費を補助するとともに、県が行う農地中間管理事業の推進活動や指導監督、企業の農業参入の促進等に必要な経費に充てる。

2. 人・農地プラン・農地集積促進事業（機構集積協力金交付事業）

機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するため、市町が中間管理事業に取り組む地域や農地の出し手に対し協力金を交付する事業に必要な経費を補助する。

3. 農地台帳システム整備事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農業委員会による農地台帳の電子化に要する経費を補助する。

○ 基金事業等を終了する時期 未定

○ 基金事業等の目標

平成 35 年度に担い手が利用する耕地面積を全耕地面積の 66%とする。

項目	平成 22 年度	平成 35 年度
兵庫県全耕地面積	75,800ha	75,800ha
うち担い手が利用する面積	11,122ha	50,028ha
担い手への農地集積率	15%	66%

○ 補助対象となる事務又は事業関係

1. 農地中間管理機構事業

・採択に当たっての申請方法

：農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の第 6 の 3 の（1）及び平成 29 年度（兵庫県）農政環境部補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 1 日付け。以下「県交付要綱」という。）第 3 条による。

・審査基準等

：実施要綱の別紙「都道府県基金事業実施に当たっての条件」、県交付要綱別表等を参照

・申請期日：県交付要綱第 3 条及び同別表による。

・審査体制：担当部局において審査

2. 人・農地プラン・農地集積促進事業（機構集積協力金交付事業）

・採択に当たっての申請方法

：実施要綱の第 6 の 3 の（2）及び交付要綱第 3 条を参照

・審査基準等

：実施要綱の別記 2 「機構集積協力金交付事業」、県交付要綱の別表等を参照

- ・申請期日：県交付要綱第3条及び同別表による。
- ・審査体制：担当部局において審査

3. 農地台帳システム整備事業：平成26年度で終了